

少人数私募債募集のご案内

平成 29 年 6 月 5 日
株式会社ロングリバー
代表取締役 長澤武博

各位

初夏の候、皆様にはいっそうご活躍のこととお慶び申し上げます。

また、皆様には創業以来、当社への変わらぬご支援と多大なご協力を賜りまして大変感謝しております。

少子晩婚化が日本の社会問題になっている状況下により、婚活事業はますます活況となっております。しかしながら従来の結婚相談所は、旧態依然としており、価格も高く若い世代には活用しにくい環境になっています。そこで婚活は安価なネット婚活に流れていますが、厳格な本人確認を行っておらず、安全性は不確かなものとなっています。

そこで弊社の日本婚活パートナー連盟事業ではネット婚活と結婚相談所の信頼性を融合させてサービス展開を行い、安心できる婚活の支援活動をしています。

しかしながら、社会的ニーズ・社会的に貢献度の高いサービスを展開してもお客様に知ってもらわなければ活用されることがありません。そこで更なる発展のために、宣伝広告費および運営費を投入し、積極的な全国展開をしてみたいと存じます。

そこで社債発行を実施し、皆様のご応募をお願いすることにいたしました。

どうか添付の募集要項をご一読の上、ご応募くださるようお願い申し上げます。

敬具

1. 会社の商号 株式会社ロングリバー
2. 社債募集総額 金 2000 万円 【会社法第 702 条但書】
3. 社債の種類 無担保少数人私募利付社債とする。ただし、債権不発行。
4. 社債の金額 額 面 金 50 万円 【会社法施行規則第 169 条】
5. 社債の利率 年 5.00 %
6. 発行価額 額面通り
7. 償還金額 額面通り
8. 社債償還の方法
及び期間 期間を 5 年とし、元金は 2022 年 6 月 10 日にその金額を償還する。ただし、会社は 2020 年 6 月 10 日以降何時でも申し出のあった社債権者所有の全部を買い入れ償却することが出来る。
9. 利息の支払い方法及び期間 利息は発効日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年 12 月 20 日及び 6 月 20 日の年 2 回経過分を支払う。ただし、6ヶ月に満たざる時は日割り計算とする。
10. 中途換金(解約)の方法
及び利率 社債権者は、満期日前に所有の全部を取締役会の承認を受けた上で、換金解約することが出来る。ただし、2020 年 6 月 20 日以前に解約した場合の利率は年 0.1%とする。
11. 第三者譲渡の方法
及び譲渡制限 社債権者は、満期前に所有の全部を第三者に売却譲渡する場合は取締役会の承認を受けるものとする。譲渡価格は利息の付される経過期間を考慮して当事者間の合意によって決定するものとする。(一括譲渡以外の譲渡禁止)
12. 元金支払方法 当社本店
13. 社債元利請求権の時効 社債の償還請求権は10年を経過する時は時効に因って消滅する。利息の請求権は 5 年を経過する時は時効に因って消滅する。
14. 申込期間 2017 年 6 月 5 日(月)より同年 8 月 31 日(木)までとする。ただし、申込額が募集額に達した時は期間中であっても、申し込みを締め切ることが出来る。
15. 募集方法 直接募集。ただし、当初の募集金額に対して過不足が生じた場合は適宜応募額を決定する。
16. 払込期日 2017 年 8 月 31 日(木)までの随意期日
17. 振込銀行 三菱東京UFJ銀行 渋谷中央支店(345)
普通預金 口座番号 0410002
口座名義人 株式会社 ロングリバー
18. 申し込み取扱い場所 東京都千代田区九段南4-7-19 ツボヤビル4F
株式会社 ロングリバー

以上

社 債 申 込 書

株式会社 ロングリバー 御中

社 債

券面額 金 50 万円 (口)

社債申込金計 金 万円

社債発行に関する次頁記載事項を承認の上、申込いたします。

平成 年 月 日

申込人

住 所

氏 名

(署名又は記名押印してください)

下記宛て FAX でお申し込みください。(折り返し、引き受け書と共に本紙郵送用封筒を送付いたします)

FAX 番号 050-3730-7907

(社債発行に関する記載事項)

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 商号 | 株式会社ロングリバー |
| (2) 社債の総額 | 2000 万円 |
| (3) 社債の種類 | 無担保少人数私募利付社債 |
| (4) 社債の券面額 | 50 万円 |
| (5) 社債の利率 | 年 5.0 % |
| (6) 社債の発行価格 | 額面どおり |

(7) 社債償還の方法と期限

元金は 2022 年 6 月 10 日にその金額を償還する

ただし、会社は何時でもその全部を買入償却することが出来る。

(8) 利息の支払い方法と期限

利息は発効日の翌日から償還期日又は解約日までこれを付け、毎年 12 月 20 日及び 6 月 20 日の年 2 回経過分を支払う。ただし、6ヶ月に満たらずときは日割り計算とする。

償還期日後はこれを付けない。